

平成 27 年度 第 2 回 松阪市入札等監視委員会 審議概要

開催日時	平成 27 年 7 月 29 日（水） 午前 10 時 00 分～午前 11 時 50 分
開催場所	松阪市役所 5 階特別会議室
出席者 （敬称略）	委員長 楠井 嘉行（弁護士） 副委員長 村田 裕（名城大学教授） 委員 坂本 聡子（司法書士） 委員 坂本 昇（税理士）
事務局	岡野 公共工事適正化担当参事 刀根 契約監理課長 湯川 調達係長 渡邊 契約係長
議題	議題 1 入札及び契約の状況報告（平成 27 年 4 月から 6 月分） ・工事の発注状況について ・指名停止措置の運用状況について 議題 2 抽出事案の審議（村田委員抽出） 議題 3 随意契約に係る意見聴取について その他 次回開催日程及び抽出委員の選出等について

委 員	事 務 局
●入札及び契約の状況報告	
	・工事の発注状況について 第 1 四半期の入札件数は 113 件（内訳：工事 87 件、委託 22 件、不調 2 件、中止 2 件）、前年同期と比較し、入札件数総計で 12 件の増加となります。また、契約金額については 32 億 976 万 1,533 円（内訳：工事 30 億 3,640 万 1,640 円、委託 1 億 7,335 万 9,893 円）で、前年比較で約 19 億円の増額となり、特に子ども発達総合支援施設並びに新健康センター新築工事と大型建築工事の発注を行ったことが大きな要因となっています。平均落札

委 員	事 務 局
	率は 86.15%（内訳：工事 86.49%、委託 80.48%）で、委託の最低制限率の引き上げや建築設計において、約 99%の高値落札となった案件があるなど、全体の落札率を引き上げた要因となったところであります。 指名停止措置の運用状況につきましては、資料記載のとおり、工事 7 件、物品業務委託関係で 1 件ございました。 まず 1 件目は、本市発注の「飯高簡易水道資産調査業務委託」の履行途中において、管理技術者の退職による後任の技術者を配置できず、業務続行不能届が提出され契約解除を行ったものであり、契約違反として 3 か月間の指名停止を行ったものです。 同じく 2 件目も本市発注の「乗合自動車運行・管理業務委託契約」において、仕様内容の履行ができず、契約履行不能届が提出されたことから、契約解除とし、契約違反として 3 か月間の指名停止としております。 3 件目は他で発注された物流施設工事において、便宜を図ってもらう見返りに風俗店で複数回にわたり計約 43 万円分の接待をしたとして、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の規定による贈賄容疑で逮捕されたことによるもの。4 件目として、農協などの米乾燥用サイロ（カントリー）工事などの受注につき、工事業者の 8 社が談合を行っていたとして、排除措置命令と約 11 億円課徴金支払い命令を受けたことからそれぞれ 24 か月の指定停止を行っています。 そのほか工事現場での負傷事故を起因とした労働安全衛生法違反、業務上過失致死傷罪に該当するもの、業務履行中に従業員が有印公文書偽造・同行使の有罪判決を受けたものなど 4 件（1 か月から 6 か月）の処分を行っています。

委 員	事 務 局
●抽出事案の審議（村田委員抽出）	
・今回の抽出事案については、慣例となっている落札率の高かった案件と参加者が少なかった案件を中心に抽出し確認を進めたい。特に、入札参加者が全体的にも減少傾向となる中ではあるが、工事量が少なくなるこの第1四半期でも、5社以下の入札案件が多数発生しており、落札率90%超えも9件発生している。工事の特殊性によるものか、参加条件が厳しくないのか、また、地域要件の適正な設定がされていたのかなど、確認を進めたい。 さらに、昨年度に続きこの第1四半期では、低入札価格調査制度による試行案件を8件実施されている。その入札結果についてどのような結果となっているのか確認したい。特に子ども発達総合支援施設の入札では、一度入札不調も発生しており、また、新健康センター新築工事の大型建築工事については、市議会でも大いに議論されることとなった案件として、その内容、入札参加条件についても確認をしたいと考えている。 それでは、事前に事務局に資料整理を依頼しているので、事務局より説明願いたい。	・まずは、入札参加者が5社以下と少なかった案件について説明します。件数は全体で21件、前年同期は15件であります。この時期は委員ご説明のとおり、工事量自体は少なく、各業者の手持ち工事も少ない時期ですが、工事内容の特殊性や現場条件などにより参加者が少なかった案件がございました。中でも毎年、芝生管理及び樹木管理業務委託は、造園工事としてこの時期に発注し、年間を通じた業務委託を行うもので、この内9件が該当しています。市内、準市内業者を対象とし、同日落札制限や手持ち工事件数制限を除外しながら、参加の窓口は可能な限り広げておりますが、生き物である植物の保全管理業務であり、特殊業務となることから年間業務実績や技術者資格を参加要件に加えており、参加者数は最大でも5社の結果となっております。地方自治体として、市内業者で施工可能な業務（工事）であり、他の案件も含め落札率も85%台と最低制限価格付近となっていることから、現在のところ問題ないと考えておりますが、入札状況は今後も注視していきたいと考えています。 ・また、落札率が90%以上の高値落札となった案件が計3件ございました。これらは全て最低制限価格を下回る落札外が多数出たことにより、高値落札となったもので、現行入札制度の課題としていところす。前年度も2件発生しておりますが、発注件数の増加分を考慮しますと、算出率を1%幅に縮小した効果もあったものと考えております。 ・次に工事の特殊性や専門性から全国発注する中でも参加者数が限定される案件については、あらかじめ競争性を作用させる希望価格方式により発注していますが、今期の発注総数は4件ございました。前年度の3件とほぼ同数となっております。

委 員	事 務 局
	・次に落札率 90%以上で参加者が 5 社以下と少なかった案件は 7 件ありました。前年度同期で 2 件発生していますが、今期は一度入札不調になった子ども発達総合支援施設新築関連工事の 3 件が大型工事となっています。新健康センター新築工事の入札経緯を含めて説明します。 まず、子ども発達総合支援施設ですが、当該関連 3 工事は、4 月 30 日開札予定でありましたが本体の建築工事に応札者がなく入札不調となりました。電気工事、機械工事には応札者がありましたが、建築工事の不調を受け中止としております。その後、工事担当課の営繕課において、入札不調の要因について、設計価格をはじめ入札参加申請のあった業者や資材等の関連業者からの聞き取り等検証を実施したところ、入札不調の主な要因が設計価格や内容ではなく、市内業者の監理技術者不足並びにゼネコンの入札参加が全く見込めない状況であることが確認され、入札参加条件を拡大しての再入札となりました。 再入札の結果は、建築工事は 2 社の参加があり落札率が 92.17%、電気設備は 3 社参加で 98.29%、機械設備は 2 社参加で 99.66%となりました。 次に、新健康センターの入札経緯と結果について説明します。当初から 5 月 11 日の入札公告で子ども発達総合支援施設新築工事と同条件の発注を予定しておりましたが、直前の 4 月 30 日子ども発達総合支援施設の入札不調を受け、再度審査会に諮り入札参加条件を見直したうえで発注を行ったものです。入札の結果は建築工事には 4 社の参加があり落札率 85.25%、電気設備は 3 社参加で 85.5%、機械設備では 3 社参加で 81.62%となりました。このように新健康センター関連の 3 案件については、健全な競争性が発揮された入札結果となったところです。

委 員	事 務 局
	これについては、入札不調になっていない建築工事に対し、参加条件を拡大したことに対し、発注者の恣意性が働いたかどうかについて、先ほど委員が申されたとおり、その後の市議会において相当の議論をいただいたところでございます。 発注者として、同時期に発注する同規模の建築工事において不調が発生し、その原因を受注者側の都合、監理技術者不足や大手ゼネコンの不参加と判断したうえで、構造は違っても状況に変わるものはないと判断し、同様の結果を回避するため、同様の見直しを行い発注しました。落札業者の代表取締役が市議会の解散を求めリコール署名を展開している中心人物であることから、様々な憶測があったところであります。 入札の実施にあたっては、公正公平で競争性が働くよう松阪市の手順どおりに進めてきた結果であり、市民からの負託にこたえることができたものと考えております。
・子ども発達総合支援施設の機械設備入札について、1 億規模の工事にもかかわらず入札金額が 5000 円しか変わらない。不透明なものを感じるがどの様に分析しているか。	・工事規模から言えば確かに僅かな金額の差となっています。最低制限価格に近い金額ではこのような結果も多々あることですが、予定価格に近い金額では稀な結果と言えます。これについては担当課にも確認しておりますが、業者積算によると他の入札であるような 85%付近の入札は採算ベースとして不可能だったと聞いております。各業者の採算ベースで積算をした結果であり、予定価格に近い金額であったことについては市の積算が必ずしも全ての業者積算と一致するわけでもなく、あり得ることと整理しています。
・健康センター建築工事で、業者点数を 1000 点から 850 点に下げたようであるが、落札した業者の点数は何点であったか。また、合わせて J V の参加を広げているようであるが、	・落札業者は 962 点です。J V 参加の業者は、参加条件拡大により参加可能となった業者で、いずれも点数だけでなく実績条件も 3 億円に設定したことから参加できたものと考え

委 員	事 務 局
それにより参加があったのか。	えています。
・何故 850 点だったのか。900 点でも良かったのでは。1000 点から 850 点までの間に段階はないのか。	・一般の工事入札の際の目安となる発注基準を策定しており、その中で 1000 点の F ランクからひとつ下げた E ランクまで拡大したものです。
・850 点より下のランクはどのようなランクになるのか。	・D ランクで 750 点以上になります。通常工事ですと 1 億 5000 万までの工事になります。先ほどの E ランクは 3 億まで、F ランクは 3 億以上です。
・J V の代表構成員、市内構成員は何点の業者か。	・県内業者の代表が 1000 点超で、市内業者の構成員が 800 点程度になります。条件に満たない市内業者の受注機会を拡大するため J V 参加の条件を付しています。
・確かに入札結果からして色々な思いを持つ人もあるだろうが、入札結果としては問題ないということだと思うが。	・議会、委員会でも様々な議論をいただき、説明もさせていただきました。発注者として不調を回避するため、参加条件を拡大し、市内業者を優先にしたい地方自治体の方針も含み条件設定がされたものです。
・建築工事はその様な結果として良いと思うが、どちらかというと僅差となった子ども支援施設の機械設備工事が気になるところ。	・入札条件としては、市内 750 点以上、県内 1000 点以上として発注しています。市内業者の数が少ないため県内参加まで条件を広げており、結果として適正な競争性の結果と判断しています。僅差となったことは先ほど説明のとおり、業者採算上の限界ラインがそのあたりにあったのだろうと考えています。
・県内業者は参加がなかった。その理由をどのように考えているか。	・参加条件として県内業者の参加を見込むことによる、適正な競争性の確保を目的としています。また市内業者を優先したいことから、県内業者の点数は上級のクラスを指定することが多く、今回は結果として参加がありませんでしたが、その状況から競争性は確保されていると考えています。大手業者の手持

委 員	事 務 局
・健康センター建築工事について、条件設定に至る経過とそれに対して問題視されている理由などは自分で新聞等でも確認した。常任委員会でも長時間に亘り議論がなされたことは良かったことと思う。特定の業者を入れようとする何らかの働きかけがあったのではないかというもの。入札結果としては適正な結果が出ている。金額的にも良い結果である。議会では結果としては賛成多数で可決されている。 今回の案件で、噂される様な事実があったかということ、私が時系列で見た結果として、それはなかったと考えている。 しかし、同時並行的に議会についての活動があり、そして結果的にその中心的人物が代表の業者が落札したという事実に対して、疑念をもたれることは事実として仕方がない事とも思う。 このような議論があったということからも、工事規模の大きさからしても、個人的にはもう少し慎重に進めても良かったのではないかと思うが如何か。また、事実がない事に対してこのような疑いを持たれることは意味のないこと。直前に条件を見直すのではなく何らかの対策ができないものか。	ち状況や発注案件の規模により参加有無が変わるものと考えます。今後、県内業者の条件については建築工事などの条件と合わせ現状に合わせた検討をしていきたいと考えています。 ・議会、委員会では、執行部からの説明をもとに様々な議論を進めていただき、可決の結果をいただきました。ご指摘のとおり、松阪市では近年ない8億近い大型の工事入札であるからこそ、入札不調は勿論、例えば10%落札率が違えば8千万円の差額が発生します。その事に対して、発注者として未然にどの様に対応すべきか、不調でも良い、落札率99%でも良いのか、慎重に議論を重ねました。お考えのとおり、金額が大きいからこそ、前もって対策したものであり、今回の対応ができた松阪市に対して、良かった事と確信を持っています。 また、市長の「恣意性」についていただく今回様々なご指摘については、基本的には特定の業者のみに参加資格を与えたり、特定業者のみに有利に働く条件設定をしたり、必ず落札できるような調整をすることが、首長が問われる本来の「恣意性」と言うものと考えています。今回の件で逆に言えば、何故1000点という条件を守り通していくのか、それこそ恣意性と言われる部分と考えます。先の建築入札で不調が発生しながら、何故同じ条件で出せるのか。 他所の案件では、同様に業者側の都合で参加が見送られ、設計変更が必要となり、予定価格の増額、事業の遅延と高額大規模な工事ほど不調が発生させた場合の影響は悪循環となること県内でも津や桑名の入札で明らかになっています。松阪市では久しぶりの大型工事でその様な危険と隣り合わせにありながら、従来の参加可能業者も参加させ、

委 員	事 務 局
・疑いはもたれても仕方がないだけの状況が偶然にもそろっていた。しかし、説明のことからすれば対策は必要だったと思う。 ・疑いを持たれかねない内容で、偶然の時期に発注することについて、例えば時期をずらす事はできなかったのか。若しくは、もう少し事前に対策できることはなかったのか。今回のような疑いを持たれることのない様に今後の方策に期待したいと思う。	1回で、それも85%付近の落札率で受注者を決定できたことは大いなる成果と考えています。 合わせて、木造工事の子ども発達施設の建築工事と比較して、健康センターの鉄骨工事の方が規模金額は大きいものの、工法的な難易度は低いと言われています。であれば、何故子ども発達施設の入札に参加できた業者を、難易度の低い健康センターの工事で排除する事ができるのか。まして、不調発生状況の中でその判断ができるのか。それこそ恣意性となるのでしょうか。 今回、このような議論を慎重に重ね、発注直前の短期間の中でこのような対策ができたことについて、結果としては市議会においてもご理解、評価いただいたものと考えております。 ・今回の状況理由で発注時期をずらす事はできません。今後の方策としては、長年変わっていなかった現在の発注基準について、今回久しぶりの大型工事の発注とその入札不調により、発注基準、発注の目安としての存在が、現状にそぐわないことが明らかになりました。見直し後も今回のような必要な際の審査会における議論と条件設定は当然必要ですが、まずは基本目安の条件設定としてより現状に即した内容となる様、発注基準を整備する方向で検討したいと考えています。
● 随意契約締結に係る意見聴取について	
	・第1四半期では6件の対象随意契約案件がありましたので、資料により説明いたします。 ①平成27年度社会保障・税番号システム(住基システム)改修業務委託 ・この業務は、平成25年5月31日に行政手

委 員	事 務 局
・このような業種で、他に競合業者はいないのか。 委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。	続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）が公布され、これにより平成 27 年 10 月 1 日の個人番号の通知、平成 28 年 1 月 1 日の個人番号の利用開始、平成 29 年 7 月 1 日の情報連携開始に対応できるようシステムの改修を行わなければならないものです。なお、既存の住基システムの改修については、平成 27 年度の 7 月から全国一斉に個人番号の付番を開始し、地方公共団体情報システム機構との連携テストが予定されていることから、税務システム、団体内統合宛名システム、社会保障関係システムと比較して、早期のシステム改修が求められます。平成 26 年度には、個人番号を付番する機能について改修を行っており、平成 27 年度には、引き続き既存の住基システムをマイナンバー制度へ対応したものとするため、個人番号の利用及び連携に係る機能を追加したプログラム改修を行います。これらのことにより、既存の住基システムの納入業者で、システムの著作権を有している契約業者のみが改修可能であることから随意契約となったものです。 ・松阪市にはありません。津市など他所には同種業者は存在します。 ②学校読書室等支援事業業務委託 ・この業務は、これまで中学校に司書派遣を行ってきた「読書室いきいきプラン事業」を廃止し地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）により、市図書館から各小中学校への司書派遣や子どもの読

委 員	事 務 局
委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。	書活動を推進するためのボランティアの育成等、拡充した事業を実施するものです。市図書館から司書を派遣することにより、学校読書室の環境整備や読書活動に必要な情報が市図書館と共有化され、図書資料の団体貸付やボランティア育成指導などが有効に実施することができ、家庭での読書活動支援にもつながると考えています。市図書館と学校読書室の連携・協力体制を図ることにより、子どもの読書活動が推進されるとともに市図書館への利用拡大についても期待でき、図書館の指定管理業務の付帯業務と考えていることから、現市図書館の指定管理者との随意契約となったものです。
委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。	③松阪市道路台帳補正業務委託 ④松阪市上水道台帳補正業務委託 ⑤公共下水道台帳補正業務委託 ・これら3件については、いずれも統合型GIS地図情報システムをベースとして稼動している各業務システムのデータ追加、修正作業であり、保守業務を行い、著作権等も保有する、現在のGISシステム導入業者との契約を行うものです。また、システムの新規構築を視野に入れた競争入札の検討にあたっては、新規のシステム構築と比較し、明らかに現行システムを継続し、情報更新することが、安全かつ安価に進めることができることについては検証が済んでいます。
	⑥飯高簡易水道資産調査業務委託 ・この業務は、昭和45年以降整備された施設について調査する業務で、膨大な作業量となるため、契約期間を3年間（平成26年9月22日～平成28年9月30日）とし、競争入札の方法により別業者と契約締結しておりました。ところが、契約期間を2年残した時点で、受注者から履行不能届けがあり契約

委 員	事 務 局
・履行不能届けの理由は何か。業務履行上の不都合によるものか、会社事情によるものか。 ・随意契約理由は6号か2号ではないのか。 委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。	解除となり、本契約は残業務についての契約となります。前契約の整理期間に3ヶ月程度要したため、工期短縮が余儀なくされている状況に加え、本業務での成果を既存のシステムに反映させることで、本来の全体業務が完了となりますが、平成26年度の業務履行に当たり、関連業務である飯高簡易水道資産データ整備業務を受注している業者との打ち合わせにも不測の時間を費やした経緯があります。以上のことから、調査データのシステム連携について調整期間が不要で、データ移行と平行した効率的な業務が可能となり、当初契約額の入札比率を基準とした金額的にも有利な契約となる、飯高簡易水道資産データ整備業務を受注している業者との随意契約としたものです。 ・先方の経営上の理由であり、業務履行の内容を理由とするものではありません。 ・この業務自体は当該業者以外の業者でも履行できるものですので、2号随契には分類いたしません。
●次回開催日程及び抽出委員の選出	
・次回開催日を平成27年10月29日（木）の15：30からとし、抽出委員は坂本聰子委員とする。	